「盛土規制法」に基づく運用開始について

法改正について

盛土等による災害から人命を守るため、「宅地造成等規制法」が「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）に改正されました。

北広島市では、盛土規制法に基づく規制区域（宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域）を**令和７年４月１日**に北海道が指定し、**同日新法による運用を開始**します。市全域がいずれかの区域に指定されます。

規制区域

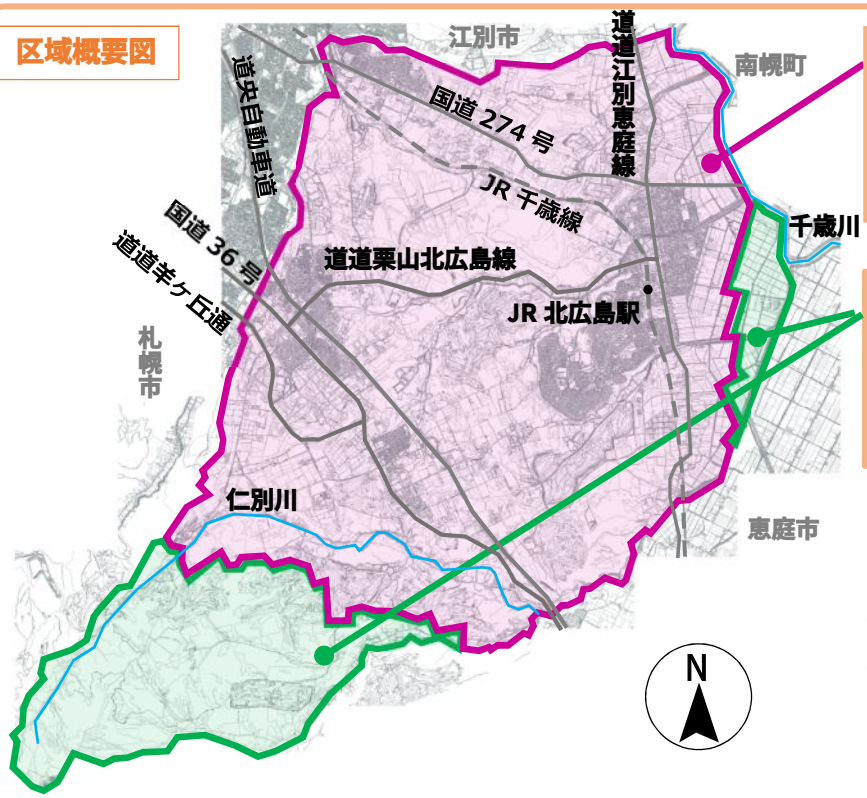

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

※左図は概要図です。

※区域の詳細はお持ちの地番を確認していただき、担当までお問い合わせください。

主な規制事項

許可申請の義務化

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ市長の許可が必要です。

技術的基準への適合や工事主の資力・信用、工事施行者の能力について審査を実施します。

許可にあたり、土地所有者等の同意や周辺住民への事前周知が必要です。

盛土等を安全に保つ責務

規制区域内の盛土等が行われた土地では、過去の盛土等を含めて、土地所有者等が常に安全な状態に維持する必要があります。

規制対象への施策

北広島市で許可された工事について、許可した情報を公開します。

工事主は工事現場に標識を掲示する必要があります。

許可又は届出が必要な行為

以下の行為を行う場合は事前に許可、届出が必要になります。

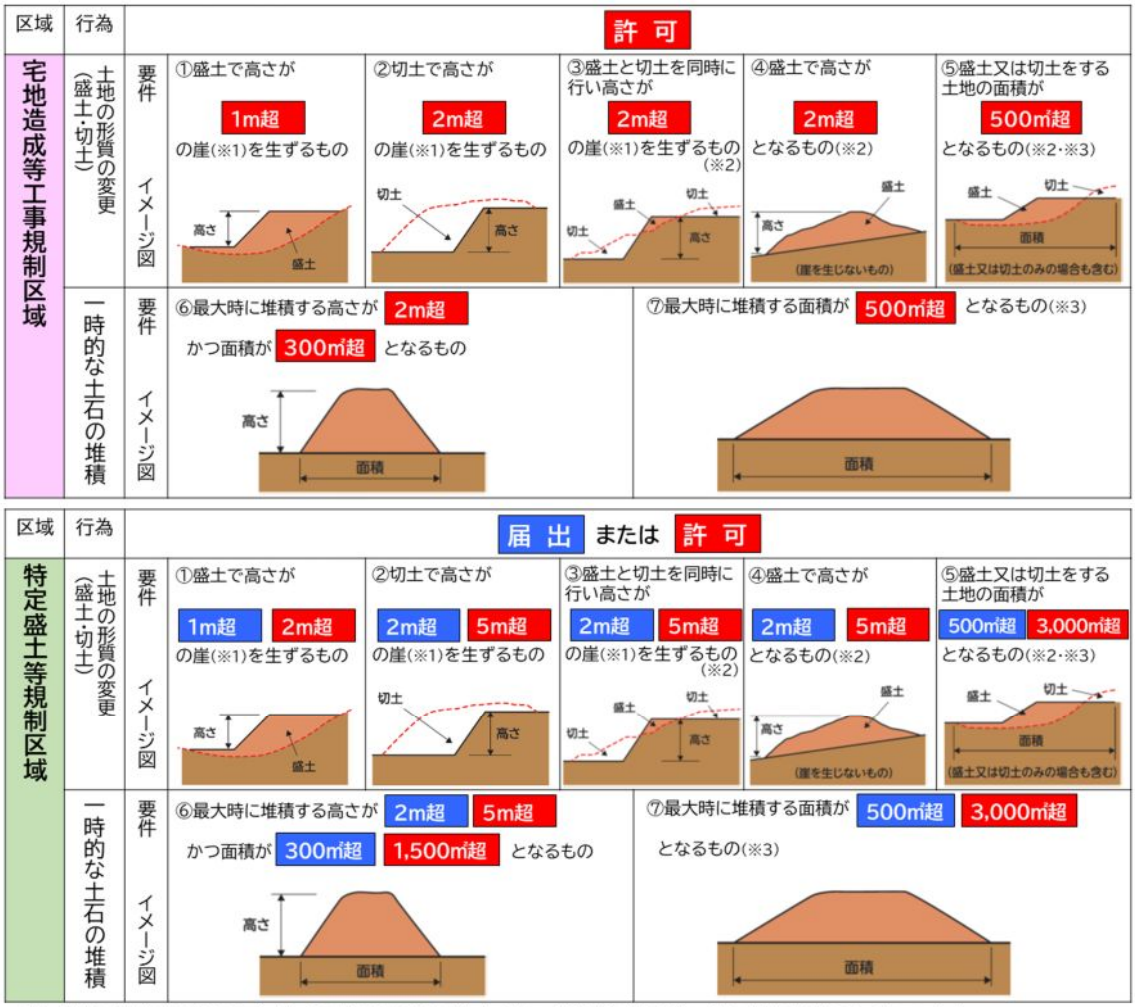

※1「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。
※2 ①及び②の条件に該当するものを除きます。
※3 造成高(堆積高)が30cm以内のものを除きます。

※出典：北海道ホームページ

許可の手続き

おおまかな手続きの流れは以下となります。

①許可申請前	②許可申請・許可	③工事着手	④工事完了
・土地の所有者等全員の同意 ・周辺住民の事前周知	・許可基準への適合 ・市長の許可	・現場での標識掲出 ・定期報告 （一定規模以上の場合） ・中間検査 （一定規模以上の場合）	・完了検査

※規制区域の指定前に規制対象行為を行っている場合は、許可は不要ですが届出が必要です。

※赤字：法改正に伴い追加された手続きになります。

制度など詳しい内容については、市担当にお問い合わせください。
問い合わせ先：北広島市 企画部 都市計画課　TEL：011-372-3311（代表）